

平成21年度「人権施策の実施状況」

この文書は、平成14年に施行した「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成16年8月に策定した「和歌山県人権施策基本方針」に則り、平成21年度に和歌山県が実施した人権施策について、公表するものです。

和歌山県人権尊重の社会づくり条例(抄)

(県の責務等)

第2条

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針を定めるものとする。

第1 人権施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育の基本的な取組

家庭における教育では、子育てに関する親の学習機会及び情報を提供するとともに、保護者等が子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる体制づくりを支援しました。

学校教育においては、教職員を対象とした研修会等の開催、学校訪問による指導及び資料集の刊行等を行い、人権に配慮した学校運営や人権尊重の意識を高める教育の一層の充実を図りました。

社会教育においては、県内公立小学校及び特別支援学校小学部に在籍する児童の保護者を対象として、様々な人権問題に関する学習機会の充実を図るとともに、広く県民の人権問題に対する理解と認識を深めるため、人権問題に関する学習機会の提供や指導資料等の作成、指導者の養成等を行いました。

(2) 人権啓発の基本的な取組

県民全体の人権意識の高揚を図るため、(財)和歌山県人権啓発センターを核に、学びの場や考えるきっかけと素材の提供、マスメディアを活用した広報・啓発及び国・市町村・関係団体と連携した啓発活動を展開しました。

(3) 特定職業従事者に対する教育・啓発の充実・強化

行政職員、教育職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員、などを対象とする人権研修を実施するとともに、研修指導者の養成に努めました。

(4) 人材の育成と調査・研究の推進

人権教育・啓発が地域・職場等に浸透するよう、指導者の育成に努めました。

2 相談・支援・救済の推進

人権に関する様々な相談に対し、総合的な窓口や専門的に対応できる窓口を設置し対応するとともに、県広報紙に人権相談窓口一覧表を掲載し、県民への情報提供を行いました。

また、県の各相談・支援機関の連携強化、相談実務担当者の知識・技能向上を図り、相談支援体制の充実・強化に努めました。

人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村等と連携して被害者の救済等に取り組むとともに、被害者の救済に関する早期の法制度の整備について、国に対して要望を行いました。

第2 分野別施策の推進

1 環境と人権

かけがえのない地球の環境を守りお互いの生命と生活を守るために、環境問題は重要な人権問題であるとの認識に立って、温室効果ガス排出の抑制等の指導助言や環境学習アドバイザーの派遣による環境保全意識の向上と環境教育などに積極的に取り組みました。

2 情報と人権

県民の「知る権利」を尊重するとともに、個人情報を適正に取り扱うため、県職員を対象に情報公開及び個人情報保護制度に関する研修並びに情報セキュリティに関する研修を行いました。また、適正なコンピューター運営を行うため、内

部監査を行うとともに、職員証兼ＩＣカードによる認証や外部記憶媒体の接続制限等によるハード対策を行いました。

近年、インターネット上で、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等による人権侵害が発生していることから、地方法務局等と連携してプロバイダ等への削除依頼など被害の拡大の防止を図るとともに、インターネットが正しく利用されるよう県の広報紙等で啓発を行いました。

3 女性の人権

和歌山県男女共同参画基本計画に基づき、男女共生社会推進センター「りいぶる」（平成22年度以降「男女共同参画センター」に改称）を核に男女共同参画の社会的機運醸成のための啓発を推進するとともに、政策・方針決定過程や働く場、家庭における男女共同参画を推進するため、人材の育成や、広報・啓発の実施及び事業者、市町村等の取組を支援しました。

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に向け、配偶者等からの暴力による被害者支援機関と連携を図り、啓発、相談援助及び保護等を実施するとともに、性犯罪被害者に係る診断書料の公費負担等を実施しました。

男女が互いの性を尊重する意識づくり、健康づくりに向け、中高生を対象とした乳幼児健診体験学習を実施しました。また、不妊治療に関する支援等を行いました。

4 子どもの人権

県内における児童虐待問題が深刻化する中、県民一人ひとりが協力し合い、地域の力で子どもと家庭を支えるため、児童相談所を中心に市町村、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、一時保護等に取り組みました。

子育てしやすい環境づくりに向け、市町村による保育サービスの実施を支援するとともに、電話による救急医療相談及び保護者や子どもに対する悩み事相談、子ども・女性・障害者相談センターでの専門医による精神科診療を実施しました。

青少年の健全育成を図るため、「青少年健全育成条例」に基づく規制を強化するとともに、非行防止及び薬物乱用防止に関する啓発活動を行いました。

児童生徒の直面する課題解決に向け、小中高校に臨床心理士等を「スクールカウンセラー」として配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るとともに、新たに「スクールソーシャルワーカー」を8市町に配置し、不登校等の問題行動の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みました。また、学校、家庭、地域社会が子どもや教育の課題等を共有し共同して解決に取り組むため、県内全

市町村において、地域ぐるみで「子どものよりよい育ち」について話し合う「共育フォーラム」を開催するとともに、18市町の各中学校区に「地域共育コーディネーター」を配置した「地域共育コミュニティ推進本部」を設置しました。

5 高齢者的人権

全国に先行する形で高齢化が進行する中、「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」の実現をめざして、「わかやま長寿プラン2009」に基づき、高齢者的人権を尊重した介護サービスの推進や高齢者の人権に関する啓発活動、地域社会活動への参画、巡回職業相談等を通じて就労機会の確保支援などの生きがい対策を推進するとともに、介護を必要とする状態になることを予防する取組を推進しました。

また、地域全体で相互に支え合う取組として、地域見守り協力員制度の実施・支援やシルバー人材センター等の地域助け合い活動の立ち上げ等を支援しました。

さらに、高齢者をはじめとするすべての人の移動の利便性と安全性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化を促進しました。

6 障害のある人の人権

障害のある人もない人も社会の一員として互いに人権を尊重し合い、支え合って共に生きる「共生社会」を実現するため、「紀の国障害者プラン2004改定」に基づき、障害や障害のある人に対する県民の理解を促進するとともに、特別支援教育の充実、職場適応訓練やジョブサポーター派遣などによる総合的な就労支援策の推進、地域生活を支えるための相談支援体制の充実及び生活の場となるグループホーム・ケアホーム等の整備充実を図りました。

また、障害のある人の社会参加を促進するため、県有施設をはじめ多数の人が利用する施設や公共交通機関等生活空間のバリアフリー化に取り組むとともに、IT等を活用した情報のバリアフリー化の推進などコミュニケーション支援体制の充実を図りました。

7 同和問題

差別意識の解消と人権意識の高揚を図るため、「同和運動推進月間」において集中的に啓発等に取り組むとともに、市町村等と連携して人権侵害事件の被害者の救済等に取り組みました。

また、産業・就労や教育等において残されている課題の解決に向け、産業の振興・雇用の促進等に取り組みました。

8 外国人の人権

外国人が安心して暮らせる環境づくりに向けて、外国人に対する理解と認識を深めるための講座やシンポジウムによる啓発や相談支援を実施するとともに、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した教育環境の整備並びに外国語による対応が可能な医療機関の情報提供を実施しました。

9 感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者等の人権

ハンセン病やHIV等の感染症や難病に対する差別や偏見を払拭するため、正しい知識の普及啓発に取り組みました。

また、特定疾患治療に対する医療費助成等により良質かつ適切な医療の提供を図るとともに、県立保健所や難病・子ども保健相談支援センターを中心に難病患者やその家族への相談支援を実施しました。

10 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者の現状や支援の必要性について県民の認識を深めるため、民間団体と連携した広報啓発活動を行うとともに、犯罪被害者の相談支援を充実するため、市町村職員担当者会議や警察職員等を対象とした研修会を実施し、関係機関相互の連携強化を図りました。

さらに、犯罪被害者等の再被害防止及び重大な犯罪の未然防止を図るため、警察及び関係機関の連携による防犯対策の実施、県民への防犯情報の提供等を行いました。

11 さまざまな人権

ホームレスに対して、生活保護を適用し自立を支援するとともに、「ホームレスに対する生活保護適用状況調査」及び「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施し、状況を把握しました。

また、ひきこもり者に対して、NPO等と連携し、自立と社会参加を支援しました。

第3 人権行政の推進体制等の整備

1 人権行政の推進体制等の整備

(1) 県の推進体制

人権施策の全庁的な推進組織である和歌山県人権施策推進協議会を中心に、関

係部局の密接な連携を図ることにより、「和歌山県人権施策基本方針」に基づく施策の効果的な推進に努めました。

(2) (財)和歌山県人権啓発センターの充実

人権教育・啓発活動を総合的に推進する拠点として設立した(財)和歌山県人権啓発センターについて、人権に関する総合的な情報収集・発信、啓発、人材育成、相談等の機能の充実を図りました。

(3) 国、市町村、関係団体等との連携

和歌山地方法務局、県人権擁護委員連合会、県、市町村、(財)和歌山県人権啓発センターで構成する県人権啓発ネットワーク協議会により、「人権週間」における集中的な啓発等に取り組みました。

また、市町村が取り組む人権施策に対する助成を行うとともに、地域が抱える人権課題解消のため、それぞれの地域のニーズにあったまちづくり活動を実践する市町村に対し助成を行いました。

(4) 県民、企業、NPO等との連携・協働

企業、NPO等の団体と「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結し、締結企業等に対して研修講師の派遣、人権に関する情報提供などの支援を行いました。

また、民間団体を対象に人権啓発活動の企画提案を募集し、優れた提案を行った団体に対して、その事業の実施を委託しました。

2 人権施策等の公表と基本方針の見直し

県が実施した人権施策について公表をしました。また、社会情勢や価値観の変化などによる新たな課題に対応するため、平成22年2月和歌山県人権施策基本方針の改定を行いました。